

リユースを始めたい・広げたいあなたのための

リユース読本



平成 28 年 5 月

環境省

リユースを始めたい・広げたいあなたのための リユース読本

<目次>

1. リユースとは	2
リユースの意味	3
リユースの方法	4
リユースのメリット（環境負荷低減効果）	5
リユースのメリット（経済・地域活性化効果）	7
リユースを日本の文化に	8
2. リユースの方法を詳しく知る	9
コミュニティでリユース	10
リユースショップでリユース	11
インターネットでリユース	12
チャリティでリユース	13
リユース上手の4つのコツ	14
企業・自治体もできるリユース	15
3. データで見る消費者とリユース	16
不用品の発生状況	17
自宅での退蔵の状況	18
不用品の引き渡し先の状況	19
リユースの市場規模	20
リユースの経験	21
品目別に見るリユース	22
参考情報・資料	29

本書は、環境省「使用済製品等のリユース促進事業」で実施したモデル事業や調査の結果及び同事業研究会等の議論を基に作成されています。環境に関心のある市民、事業者、行政の方に読んでいただくことで、リユースの認知度向上を図り、新たなリユースの取組や事業をはじめめる参考としていただければ幸いです。

1. リユースとは

リユースって？

リユースって、つまり

形を変えずに**繰り返し使う**こと。

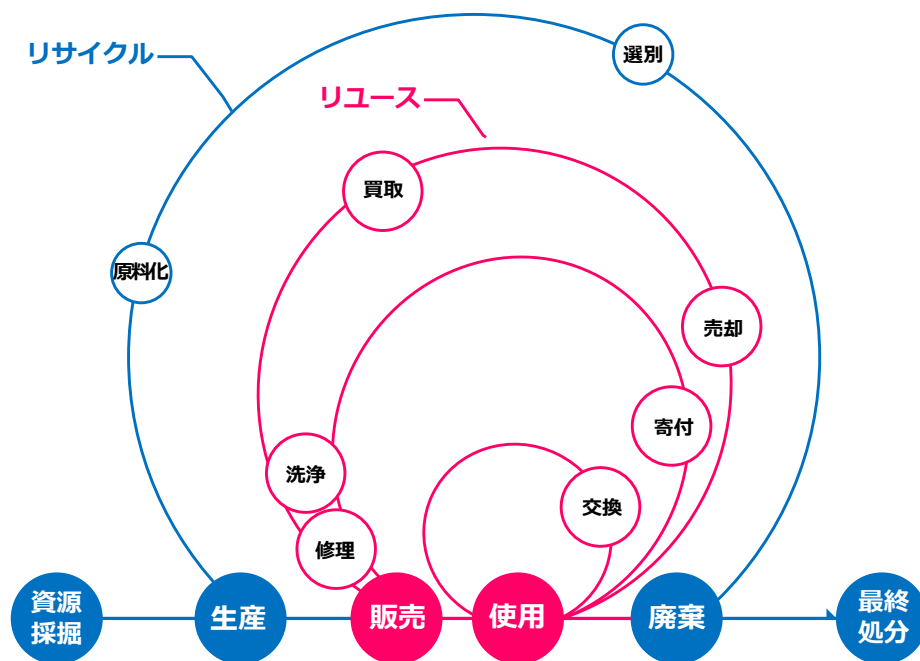
新たに採掘する天然資源や生産にかかるエネルギーを減らすことができます。

「リユース（再使用）」とは、使用しなくなった物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること、または他の製品の一部分として使用することです。循環型社会形成の基本原則である「リデュース」「リユース」「リサイクル」（3R）のうち、「リユース」は「リデュース」に次いで優先順位が高く、環境に良い取り組みです。

高度経済成長期の日本では、生産された製品の多くが一度消費・使用された後、すぐに廃棄されてしまっていたためにごみの量が急増し、最終処分場（埋立地）の逼迫が問題となりました。その後、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法が制定されたことで、ごみの分

別・リサイクルの仕組みが整備され、物質循環の流れが定着しつつありますが、製品をそのまま利用するリユースについては取り組みが進んでいないのが現状です。

例えば、使わなくなったものを廃棄する前に、交換、寄付や買取りに回すことで、再び販売・消費の段階に戻すことができます。また、廃棄されたものから有用なものを回収し、洗浄後に販売することもできます。このことは、最終処分されるごみを減らすだけでなく、採掘する天然資源を減らすことにも寄与します。



マメ知識

「リユース」は、「循環型社会形成推進基本法」において、「循環資源を製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）」「循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部分として使用すること。」と定義されています。ここでいう「循環資源」とは「廃棄物等のうち有用なもの」のことを指します。平成25年5月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化が新たな政策の柱として位置づけられています。

リユースしたいときは、

捨ててしまう前にできるアクションが、実はすでにたくさんあります。

リユースに取り組む方法は、わたしたちの暮らしのなかの様々な場面を見つけることができます。

例えば、いらなくなった洋服、本や家具を「必要な人にあげたい」という人は、近くの知人・親戚に使う人を見つけることができれば最も身近な範囲でリユースすることができます。また、地域によっては自治体や市民団体が不用品を交換するイベントを開催している場合や、交換したい物の情報を掲載する掲示板を運用している場合もあります。途上国の支援や障害者の雇用等に取り組むチャリティ・ショップに寄付をするということも考えられます。身近な地域で交換や寄付する場所が見つけれなくても、必要と

している物品リストを公開しているチャリティ・ショップやNPO 法人をインターネットで探してみると、寄付先を見つけられるかもしれません。「できれば買い取って欲しい」という人は、近くのリユースショップ店舗に持っていくことや、フリーマーケットに出店することができます。地域で利用できるお店がない場合でも、インターネットオークションや宅配買取サービスを利用すれば、自宅に居ながら買取ってくれる人や企業を見つけることができます。

近所・地域で <-----> ネット・スマホで

できれば売りたい
↑
↓
必要な人にあげたい



リユースの良いところは、

製品の**使用年数が延び、ごみを減らせる**ことです。

ある新品の製品がリユースされると、新品を一度使用した後に廃棄してしまう場合に比べて、社会全体での平均使用年数を延ばす効果があることが環境省の調査で明らかになっています。

平成 22 年度に実施された調査では、消費者アンケートや各種統計等から国内保有台数と国内出荷台数を把握し、製品ごとに新品の製品のみ平均使用年数と、中古品を含めた全製品の平均使用年数を求め、その差分を延長使用年数として推計しました。

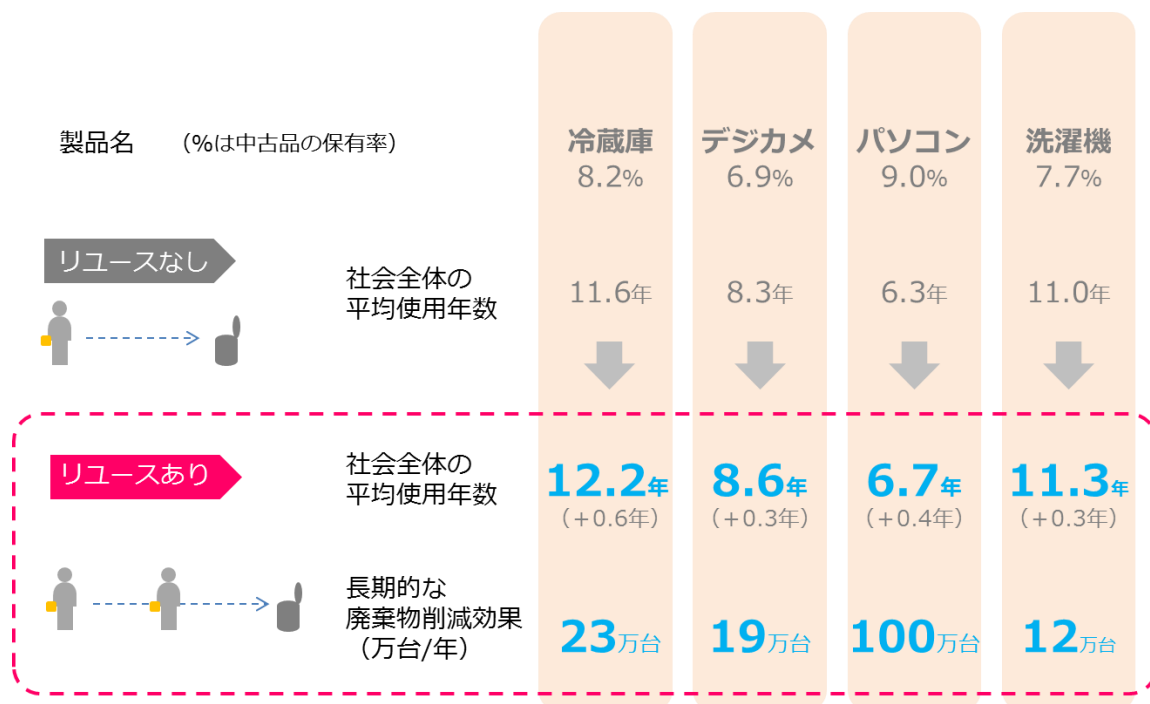
その結果、「冷蔵庫」は約 0.6 年、「デジカメ」「パソコン」「洗濯機」でも約 0.3～0.4 年の使用年数の延長効果

があり、社会全体としてひとつの製品を長く使うことができていることが確認されました。また、使用年数が延長されることで、年間 19 万台～100 万台の長期的な廃棄物削減効果があると推計されています。

また、家具についても平均使用年数の延長効果があり、「いす」で約 1.1 年から 2.9 年、「たんす」で 1.1 年から 3.4 年、「ベビーベッド」で 0.2 年から 0.3 年と推計されています。

いずれも、社会全体での中古品の保有率が高くなるほど、平均使用年数をさらに延長することが可能です。

リユースによる製品の使用年数延長効果とごみの削減効果



(資料) 環境省「平成 22 年度使用済製品等のリユース促進事業報告書」より作成

リユースの良いところをもうひとつ

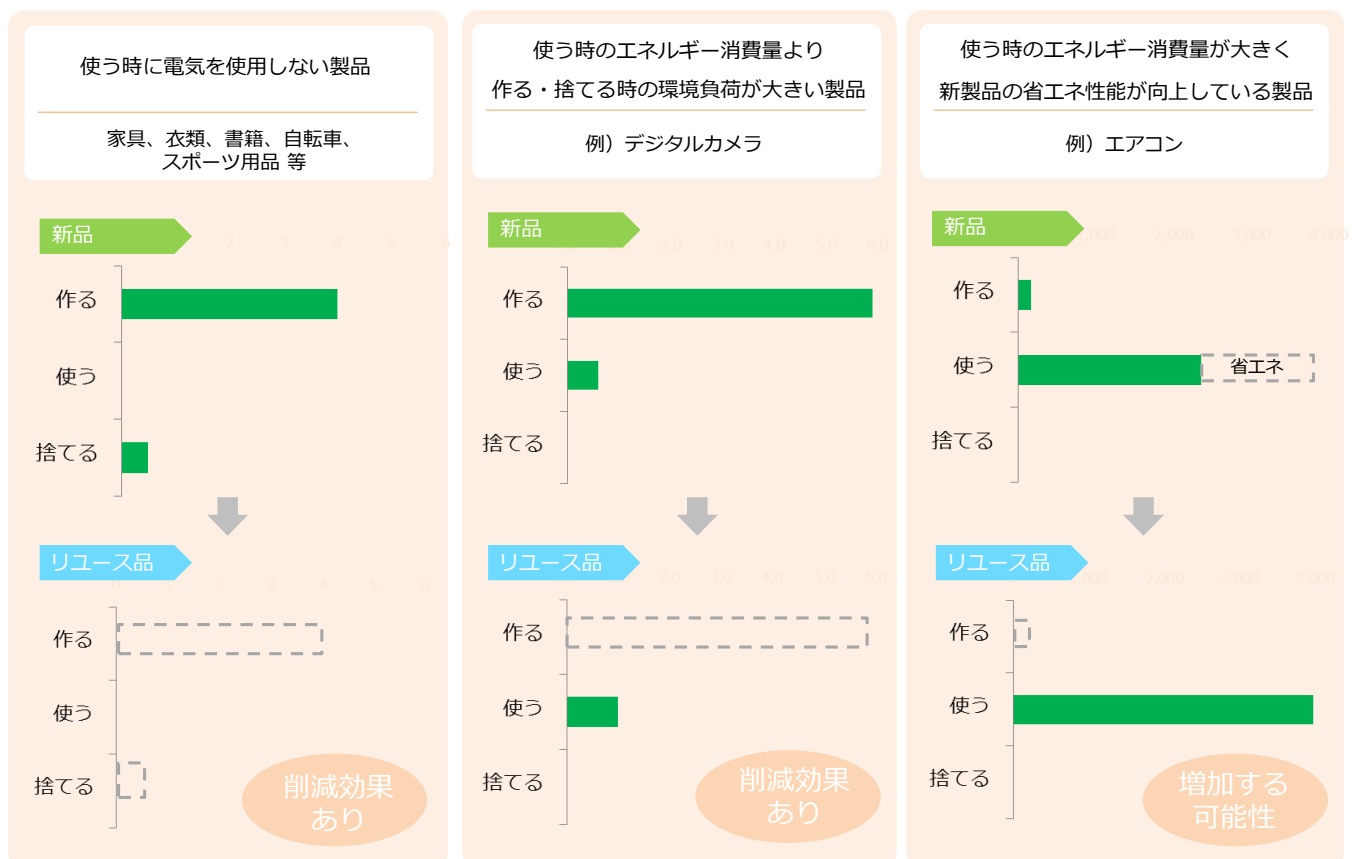
製品の廃棄・製造にかかる CO₂ の削減につながります。

リユースによる CO₂ 削減効果を評価するには、製品の①製造時②廃棄時③使用時における CO₂ 排出量の変化を考える必要があります。国内の製品量を仮に一定とすると、製品 1 台をリユースすることで新品の製品 1 台の製造が抑制されることになり、製造に伴う CO₂ が削減されます。また同時に製品 1 台の廃棄が回避されるため、廃棄に伴う CO₂ の削減にもなります。

家具などのように電気を使用しない製品は、製造時・廃棄時の CO₂ が削減されることで、リユースによる CO₂ 削減効果が生じます。また、電気を使用する製品のうち、使用時のエネルギー消費量よりも製造・廃棄による環境

負荷が大きい製品も、製造時・廃棄時の CO₂ が削減されることでリユースによる CO₂ 削減効果が期待できます。

一方で、電気を使用する製品のうち一部の製品は、使用時のエネルギー消費量が大きく、新製品の省エネ性能が向上しているものがあります。この場合は、製品の省エネ性能の向上や使用時間が CO₂ 削減効果の有無に影響します。例えば、エアコンは使用時のエネルギー消費量が大きく、2000 年から 2010 年の間に電力消費量が 40.4%改善されているため、リユースすることで却って CO₂ の増加につながる可能性があります。



(資料) 環境省「平成 22 年度使用済製品等のリユース促進事業報告書」より作成

(注) 製品の製造・使用・廃棄に伴う CO₂ 排出量は製品ごとに異なるため、実際の CO₂ 排出量の削減効果の有無は、個別の製品ごとに算出する必要があります。

さらに言うとリユースは、

経済・地域社会にもたくさんのメリットがあります。

ごみ処理費用の削減

家庭や事業所から廃棄されたごみは、税金によって市町村が収集・処理されています。処理にかかるコストは市町村によって異なりますが。例えば、ある自治体では家具などの粗大ごみの処理に 1kg あたり 128 円のコストがかかると算出しています。リユースによってごみを減らすことは、これらのごみ処理にかかる費用を削減することにつながります。

コミュニティの活性化

平成 22 年度から環境省が実施しているリユース促進モデル事業では、全国の市町村と連携して地域にリユース品を交換することができる場所をつくる取組みや、イベントを開催してきました。これらの取組みには多くの市民が参加し、交流の機会が生まれることに加えて、地域情報を発信するなどの拠点となっていることが報告されています。また、行政と地域団体や市民団体が交換場所やイベントを連携して運営することで、協働のまちづくりの機会にもなっています。

経済・雇用へのプラスの効果

リユースは様々な形で経済にインパクトを持ちます。リユース業者の販売額が増加することによる経済波及効果や、消費者のリユース品の購入・売却による所得の増加や消費の拡大というプラスの効果が生じると考えられます。

環境省の調査によれば、これらの効果は、新製品の生産を抑制するマイナスの効果を差し引いても、約 1,009 億円の効果があると推計されています。また、この経済のプラス効果は、約 1 万人の雇用創出効果に相当

します。

リユース品の購入が進むことは新品の販売を阻害するため経済に悪影響を及ぼすという指摘がありますが、例えばテレビや洗濯機などの大型家電製品のリユース品の 13.6%は新品が販売されている小売店で購入されており（25 ページ参照）、リユース品の購入は、消費者が（リユースショップではない）小売店へ足を運ぶ機会となっていたり、購入しやすいリユース品によってあるメーカーの製品を使用する機会をもたらしめているということも考えられます。

また、EU では、採掘した資源を閉じたループのなかで長期的に使用することを目指した「サーキュラー・エコノミー」への転換に注目が集まるなか、使用済製品を回収してリユースすることや、そのために製品のデザイン改良・長寿命化を進めることが、企業にとって競争優位性をもたらし、成長機会となるという認識が広がり始めています。



（資料）神奈川県逗子市のエコ広場

リユースを日本の文化に

「もったない」の心を、必要としている誰かと地球のために。

退蔵は「もったない」

江戸時代の人々は、「もったない」という心を持って、身の回りの様々なものを大事にしていたと言われています。例えば、生ごみやし尿を肥料としていたことに始まり、着物、履物等の日用雑貨のほとんどがリユースされ、瀬戸物や鍋も専門の修理屋によって修理されて長く使われることで、ごみになるものはほとんどありませんでした。

そして 2016 年現在、私たちの暮らしは、「片づけ方」や「整理術」といったキーワードが多くの消費者を惹きつけるほどに、物が溢れています。本書の「データで見る消費者とリユース」でも紹介しているように、多くの消費者が使わなくなった不用品を手放さずに自宅に仕舞い込んでいる、つまり「退蔵」していることが明らかになっています。

「退蔵」してしまうことの背景には、「もったない」という気持ちが江戸時代から変わらず私たちの中に息づいている証拠でもあります。一方で、まだ使えるものを誰かに使ってもらうことなく、最後にはごみにしてしまっているとするれば、その気持ちを活かしきれていないと言えるかもしれません。環境省の調査では、粗大ごみだけでも、日本全体で 1 年間に約 100 万トンが廃棄されてしまっています。

また、あなたが退蔵していた椅子 1 脚が、それを必要としている B さんに届けば、椅子は 1 脚で済みますが、退蔵されたままであれば、B さんは新たに椅子を購入することになり、社会全体として使われる資源の量も増え、いずれ捨てられるごみの量も 2 倍になってしまうのです。

このように退蔵していることを「もったない」と感じ、リユースショップやコミュニティ、インターネットを通じた様々なリユースの手段を通じて、社会に蓄積された価値のある

物を活用するストック型の社会へと移行していくことが私たちに求められています。

リユースが生む人のつながり

リユースは、使われなくなった物が人から人へと渡っていく取組ですが、物の移動に伴って、あげる人ともらう人をつなぐ機能も有しています。例えば、子どもが生まれた夫婦に、すでに大きくなった子どもを持つ地域の人がベビーカーをあげたとします。以前は知らない人同士であるか、顔見知り程度の知り合いであったとしても、「〇〇ちゃんは、大きくなった？」といったような会話が 2 つの家族の間に自然と生まれやすくなり、同じ物を使うという経験がつながりを生む機会をつくりだします。

さらに、環境省が平成 23 年度から自治体と連携して実施しているリユースモデル事業においても、リユースのイベント等を開催した自治体や市民団体からは「これまでごみ問題に関心のなかった幅広い層に参加してもらえた」と実感する声が多く、リユースという「場」が効果的な情報発信を行い、地域に新たなつながりをつくるという可能性に期待が寄せられています。

一方で、都市化、核家族化により従来に比べて地域のつながりが希薄になったといわれる昨今、例えば高齢者福祉、子育て、教育の課題解決をとっていても、地域のつながりの再構築の必要性が訴えられている場面は少なくありません。物と人をつなげるリユースが私たちの暮らしに浸透していくことは、このような地域にある幅広い課題を解決していくための地域の関係性の構築につながっていく力を持っていると考えられます。

2. リユースの方法を詳しく知る

リユースってどうするの？

コミュニティでリユース

地域でいらなくなったものを交換するさまざまな仕組み

使わなくなったものをリユースする方法として、同じ地域に暮らす人々間でのリユースがあります。環境省では、平成 22 年度から市町村と連携して、地域におけるリユースの仕組みづくりのためのモデル事業を実施しています。

例えば、群馬県前橋市では、市内全域を対象として住民が不用品を交換するためのリユースイベントを年 1 回開催しています。また、神奈川県逗子市では市民にとってより身近な地域の公民館等で市民が主体となって年 8 回のリユースイベントを開催しています。一方で、いつでも不用品を持ち込み、持ち帰ることができるスペースを、公民館などに設置している事例もあります。愛知県武豊

町では、資源回収拠点施設に常設のリユースコーナーを開設して利用者がいつでもリユースできる環境をつくっています。これらの事例では、衣類、書籍、食器やおもちゃが多くリユースされています。

また、いらなくなったものを「譲りたい」、あるいは必要なものを「譲ってほしい」という情報の掲示板によって、リユース情報をつなぐ仕組みをつくっている地域もあります。

神奈川県秦野市では、粗大ごみを出す市民の同意を得て、リユース可能なものをピックアップし、リユース事業者に販売するという取組を行っており、家具や楽器などの比較的大型なものがリユースされています。

リユースの方法	リユース量の目安	工夫・留意点
日にち限定！ リユースイベント 公民館などで不用品交換デーを開催 衣類 書籍 食器 おもちゃ	年1回 約6.1kg/参加者一人/回 (群馬県前橋市) 年8回 約0.6kg/参加者一人/回 (神奈川県逗子市)	・ イベント前に不用品の持ち込みを受け付けることでイベント当日に来れない人も参加可能に ・ 持ち帰られずに残るものの処分方法を、必要に応じて自治体と相談して事前に決めておく（1割～2割は残ることが多い）
いつでもリユース可能！ 常設リユーススペース 不用品を交換できる常設スペースを設置 衣類 書籍 食器 おもちゃ	約0.3kg/市民一人あたり/年 (神奈川県逗子市、愛知県武豊町)	・ 公民館や常設の資源ステーションなど、市民が立ち寄りやすい場所に作る ・ 持ち帰られにくいもの（中古の靴や汚れた衣類など）は、持ち込み対象外品としてあらかじめ指定する
地域のリユース掲示板 リユース情報掲示板 譲りたい・譲ってほしい情報を交換 家具 自転車 ベビー用品 おもちゃ	約2.2日に1回交換成立 (神奈川県葉山町)	・ ホームページから利用できると利用者アップ ・ 取引が成立するまでは自宅で保管する必要がある
市民の同意に基づいた リユース品ピックアップ 自治体が粗大ごみからリユース品を選別 家具 楽器 遊具	年間 約500人あたり 1 点回収 (神奈川県秦野市)	・ 回収したリユース品はリユース事業者に買取を依頼、または市民に安価で販売することが可能 ・ 廃棄するときにリユースに対する市民の同意が必要

（資料）各市町村のモデル事業実績・フォローアップ調査結果等から作成

環境省では、住民、事業者、行政などの地域に住む様々な主体が連携した 2 R の取組事例を紹介した「リデュース・リユース取組事例集及びリデュース・リユースデータブック」や、コミュニティでリユースの仕組みをつくる自治体を支援する「市町村によるリユース取組促進のための手引き」を作成・公開しています。詳しくは 30 ページをご覧ください。

リユースショップでリユース

店頭・出張・宅配と、広がるバリエーション。

「自分は使わなくなったけど、まだまだ使えるもの」はリユースショップで買い取ってもらうことができるかも知れません。リユースショップに買い取ってもらう方法としては、大きく3つの方法があります。

店頭で：買い取ってほしい製品をリユースショップの店頭を持って行って、査定の上、買い取ってもらいます。持ち運びできる製品や車で運ぶことができる製品などは便利です。好きなときに持ち込めます。

自宅で：リユースショップの店員に自宅に来てもらい、査定の上、買い取ってもらいます。査定・買い取りに来てもらうためには条件（例えば、家具が5品目以上ある場

合など）もありますが、自宅まで来てもらえるので便利です。

宅配便で：書籍、衣類、おもちゃなど、宅配便でリユースショップに送り、査定、買い取ってもらいます。自宅から発送することができ、箱詰めして渡すだけです。送料はリユースショップが負担して、査定結果はメールなどで確認、納得すればその費用が銀行口座に振り込まれます。

いずれの方法でも、査定結果に応じるかは利用者の判断で決められ、満足しなければ、契約は成立しません。ただし、査定の結果、買い取ってもらえないこともあります。



安心して利用できるお店を探すには？

自治体が安心して利用できる地域のリユースショップのリストを作成・公開している場合があります。また、リユース事業者で構成される業界団体が率先して優良店舗の認証制度や商品のトレーサビリティを確保する仕組みの導入を進めています。詳しくは30ページの「自治体がつくるリユースショップ・リスト」及び「リユース業界団体の優良化の取組」をご覧ください。

また、「不用品なんでも無料で回収します」などの宣伝文句で、街中を巡回して回収している事業者や、空き地等で回収している事業者のなかには、一般廃棄物の運搬許可を持っておらず、不法投棄や、途上国に違法に輸出してしまう事例がありますので注意しましょう。詳しくは31ページの「リユース事業者のコンプライアンス向上」をご覧ください。

インターネットでリユース

オークション、フリマアプリで見つかる、売れる。

インターネットオークションでは、欲しいものを入手（落札）する、使わなくなったものを売却（出品）する、いずれもできるリユースの方法です。書籍・衣類のような身の回りのものから、車や住宅などまで、ありとあらゆるものが出品されています。

一般的には、決められた時間までに最も高い価格で入札した人が落札できる仕組みです。1品ごとにオークションをするので、思った以上に安く入手できたり、または、高い値段で売ることができたりする仕組みです。

インターネットオークションサイトを運営する事業者では、安心・安全に利用してもらうため、様々なサービスを提供しています。例えば、法令で販売・所持が禁止されている

ものが出品されていないかのパトロール、トラブル時の補償制度、詐欺等のトラブル・個人情報の授受（例えば、振込口座、商品の配送先住所など）に不安を持つ人のための決済代行サービス、出品の手続きそのもの（商品説明・写真撮影、落札者とのやり取りなど）を代行してくれる出品代行サービスなどがあります。

また、同じくインターネットを活用したリユースの方法に、スマートフォンを使った「フリマアプリ」があります。インターネットオークションとの違いは、競りではなく、スマートフォンで写真を撮影して出品でき、固定の価格での取引が基本で、決済代行による安心な取引ということもあり、その手軽さから利用者が増えています。



*1秒ごとの出品数はヤフー株式会社の運営する「ヤフオク！」サイト「数字で見るヤフオク！」より引用。（2016年3月19日アクセス）

チャリティでリユース

「何かの役に立ってほしい」という気持ちをリユースにつなげる。

市民から寄付された衣類や食器などのまだ使えるものをリユース品として販売し、その利益を途上国支援などの非営利活動に活用する団体は、チャリティ・ショップと呼ばれ、「困っている人や社会に役立てたい」という市民の想いをリユースにつなげる役割を担っています。

イギリスをはじめとする欧米諸国では、このようなチャリティ・ショップが行政と連携して、古着や家具などの粗大ごみの収集、修理、販売を行い、リユースの推進において大きな役割を果たしている事例もあります。

日本では 2016 年 1 月に「日本チャリティ・ショップネットワーク」が設立され、全国各地のチャリティ・ショップが連携し、チャリティ・ショップの認知度を高め、市民主体のリ

ユース推進を促す活動を始めています。

また、企業の CSR 活動として、オフィスの使用済製品の寄付をリユースにつなげるサービスを提供する非営利団体もあります。認定 NPO 法人イーパーツは、寄付された中古パソコンや事務用品などを、障がい者施設においてクリーニング、パソコンのソフトウェアインストールを行い、NPO 法人などの非営利組織に寄付する取組を行っています。また、NPO 法人 sopa.jp はリユース事業者と連携して、企業からの中古パソコンの寄付に応じて、子どもたちにリユース品のタブレットパソコンを用いた環境教育を行うサービスを提供しています。



マメ知識

ベルギーでは非営利団体と行政が連携してリユースを推進

ブリュッセル首都圏地域政府は、リユース・リサイクルの社会的事業を行う団体への財政支援を1990年代から進めており、非営利団体によるリユース品の回収量やリユース量に応じて環境局が補助金を支出しています。回収に対する補助金額は粗大ごみと家電製品について1トンあたり15ユーロ（約2,000円）が、リユース量に対する補助金は、粗大ごみと家電製品は1トンあたり60ユーロ（約8,100円）、古着は62ユーロ（約8,300円）が支払われています。（Regions for Recycling “Good Practice Brussels : Subsidies to Social Economy”（2014））

リユース上手の 4 つのコツ

まずは**自宅に眠らせない**。

暮らしのなかで上手にリユースを取り入れるためのコツは第一に「自宅に眠らせない（＝退蔵しない）」ということです。たとえば家具の場合、約 6 割の人がいらなくなったにも関わらず自宅に保管しています。リユースショップなどの買取査定には年式も影響します。使わなくなったものはリユースショップなどに早めに相談してみましょう。

第二に「日頃から大切に・きれいに使う」ことです。現状では「リユースすることを想定した利用をしている」という人は 3 割にも達していません（環境省 24 年度調査）。買取でも寄付でも、リユースは「使えるもの」を次の人につなぐことが原則です。

第三に「付属品・説明書をつける」です。次の人が使いやすいくなり、リユース品としての価値が高まります。

最後は、「買取の目安を事前にチェック」です。リユースショップではホームページなどに査定の目安が記載されていることがあるので確認するとよいでしょう。非営利団体に寄付する場合でも、受け付けている物の条件などを確認しましょう。

また、リユースショップなどで買取ができなかった製品を捨てたいときには、市町村やその許可を得た廃棄物処理業者に依頼することが法律で定められています。廃棄物の収集運搬許可を持たないリユース事業者には、運搬を依頼することはできませんので注意しましょう。

1 自宅に眠らせない



製品の購入・使用時にリユース品として売却することを想定していますか？

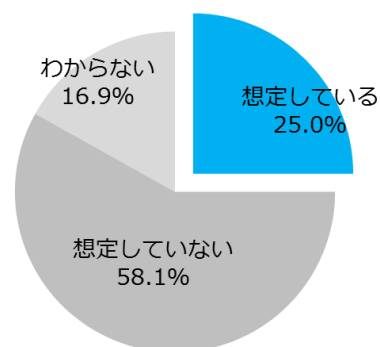
2 日頃からきれいに・大切に使う



3 付属品・説明書をつける



4 買取の目安を事前にチェック



（資料）環境省「平成 24 年度使用済製品等のリユース促進事業報告書」より作成。

マメ知識

知っていますか？「退蔵品」

不用品を使うことなく押入れや物置に仕舞い込むことを「退蔵（たいぞう）」と言います。数年でトレンドが変わる衣類や服飾品、製品のバージョンアップが繰り返される家電製品等は、新品として購入した時点から長い年月が経ってしまうとリユース品としての価値が低くなり、廃棄物として処理せざるをえなくなってしまいます。

環境省では、これらの 4 つのコツを紹介した広報用のチラシを作成しています。詳しくは 31 ページの「消費者向けリユースパンフレット」をご覧ください。

企業・自治体もできるリユース

オフィス家具・機器、公有の財産、そのまま捨てるのはもったいない。

オフィスから出るオフィス家具、OA 機器、家電製品等の使用済み製品の殆どが、破損していない、中古市場でのニーズがある等の一定の条件はありますがリユースの対象になり得ます。

オフィス家具については、機能を失うまで破損しているものは廃棄処分となりますが、それ以外はリユースの対象になる可能性があります。また、同じ型番の品が複数台出る場合は中古品市場での販売がしやすいため、リユース可能な場合が多くなります。

OA 機器、家電製品については破損しておらずそのまま使用が可能であること、あまり古い製品でないことがリユースの条件になる場合が多いようです。

リユースする方法は、リユース事業者に依頼するか、日頃取引のある廃棄物処理事業者にリユース品としての引き取りを相談するとよいでしょう。買い取りを依頼する場合は、古物商の許可を持っていることを必ず確認しましょう。

また、自治体向けには公有財産等を売却できる官公庁向けオークションサイトがあります。ある企業のサイトでは 1 年間に 264 団体が公有の財産の売却を実施、約 4 千点が出品されています。



環境省では、「事業者向けリユースガイドライン」を作成しています。詳しくは 31 ページをご覧ください。